

「高松市自転車等駐車対策総合計画（案）」のパブリックコメント実施結果

本市では、平成23年11月28日から12月19日までの期間、「高松市自転車等駐車対策総合計画（案）」に関するパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨およびそれに対する本市の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. 意見総数：13件（3人）
2. いただいた御意見の要旨とそれに対する本市の考え方

番号	御意見（要旨）	市の考え方
I 利用者マナーの向上について		
1	自転車マナーの向上のため、大学生と共同してマナー講習会などを開催してはどうでしょうか。	本市では、平成22年2月施行の自治基本条例に基づき、自治運営の基本原則である情報共有・参画・協働によるまちづくりを進めることで、地域や社会が抱える課題に取り組んでおります。その趣旨からも、今まで以上に多様な主体と連携が必要と考えており、とりわけ貴重な人的・知的資源である大学との連携した取組は重要であると存じます。御意見いただきました講習会などの開催につきましては、今後警察など関係機関と協議の上、検討してまいりたいと存じます。
2	弊社は自動車学校であり、交通事故を起さない・起させないと言う使命感を持って日々努力しております。 近年、自転車事故が多発傾向にあると感じております。高松は自転車の利用率が高い地域であり、利用マナーの向上を図ることが重要であると考えていることから、弊社では、毎年中学生を対象に自転車教室を開催しています。 今後、弊社でお力になれることがあればお声かけ下されば幸甚で	全国では、過去10年間で、全事故件数は0.95倍と減少しているにもかかわらず、自転車と自動車の事故件数は1.04倍、自転車と歩行者においては4.5倍と大幅に増加しており、自転車の利用方法が社会問題となっております。 このようなことから、本市では、自転車利用のルール遵守・マナー向上のため、小中学生を対象とした自転車安全教室などを開催しているところでございます。御意見のとおり、自転車事

	す。	<p>故を減らすためには、学生を対象とした教育活動が効果的な手段の一つでありますことから、今後とも関係機関と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>今後とも御協力賜りますようお願いいたします。</p>
II 放置自転車対策について		
3	<p>商店街では、特定の店舗付近に放置自転車が多く見受けられます。駐輪場へ誘導するため、有料駐輪場の利用券の発行や規制強化を行ってはどうでしょうか。</p>	<p>自転車利用者は、目的地のごく近い場所に駐車する傾向にあり、商店街では特定の店舗付近に一時駐車された自転車が通行の妨げとなっております。このため、商店街振興組合では、看板の設置や整理員の配置など、駐輪対策に取り組んでいるところでございます。</p> <p>御意見をいただきました有料駐輪場の利用券の発行や規制強化につきましては、これまでもその導入について検討したことがございますが、引き続き利用者マナーの向上も含め、商店街振興組合や警察、道路管理者等と連携し、駐輪場の整備や誘導サイン・整理員の設置により、効果的な取組を実施してまいりたいと存じます。</p>
4	<p>H18～H21の放置自転車整理状況に大きな変化が感じられません。また本市は、自転車利用に関するマナーの悪さでは全国でも上位であると報道されています。自転車利用者のモラルが低いのであれば、取締りや規制の強化を図ってはどうでしょうか。</p>	<p>放置自転車の撤去数は平成14年の13,388台をピークに半減し、中央通りや美術館通りでは、放置自転車がほとんど見られないようになりましたが、JR高松駅周辺・サンポート高松地区や琴電瓦町駅周辺などでは、未だに放置自転車が多くの状況にあります。このため、放置自転車禁止区域の見直しやマナーの遵守に向けた啓発活動を拡充するとともに予算の範囲内で効果的に整理や撤去の強化に取り組んでまいりたいと存じます。</p>

Ⅲ 計画書の内容について		
5	資料作成にあたっては、調査作成等に時間と経費がかかったと思われまます。	計画策定に当たりましては、現状を把握することが、最も重要でありますことから、現地調査や市民の皆様のニーズを把握するためのアンケート調査などに約半年間をかけて取り組んでまいりました。今後とも市民の皆様や専門家の御意見等を踏まえ、実効性のある計画としてまいります。
6	駐車場の設置（附置義務条例）の早期改正を行うべきです。民間・公共の役割分担を明確化することで終わらず、実施することが重要であると思ひます。	本計画書にもあるように、一定規模以上の集合住宅と事務所において、新たに駐輪場の附置義務を課すため、本年の3月議会におきまして条例を改正し、一定の周知期間を設けた後、施行する予定にしております。 また、その他の施策・事業につきましても、ご指摘のとおり、計画に掲げた施策を迅速に実施し、P D C Aサイクルによる進行管理をしていくことが重要でありますことから、毎年開催する高松市自転車等駐車対策協議会の進行管理に添った対応に努めてまいりたいと存じます。
7	改正自転車法、条例、設置基準、協議会議事録等を資料として添付すること。	関連法や協議会議事録、調査結果表等を、計画書の最終章に参考資料として、添付します。
8	T D M, C S R, 割れ窓理論等、用語の説明をすること。	ご指摘のとおり、今回の計画書（案）の中には、分かりにくい表現や専門用語等がありますので、計画書には、用語の説明を付け加えることといたします。

IV その他自転車利用に関すること		
9	大学生の卒業後に学内で発生する放置自転車を、高松市で行っているレンタサイクル事業に活用してはどうでしょうか。	大学生の卒業に伴って発生する学内の放置自転車については、大学によって廃棄されていると伺っておりますが、資源の再利用を図る上でも、その活用について、今後検討してまいりたいと存じます。
10	レンタサイクル事業について、大学や企業などへ働きかけ、通勤通学専用のレンタルサイクル事業も検討してはどうでしょうか。	現在、本市のレンタサイクル事業では、定期券を発行しており、その利用者の多くが、通勤通学者であると存じております。自動車等から環境負荷の少ない自転車への転換を図るため、今後とも、通勤通学者へレンタサイクルの利用を更にPRしていきたいと存じます。
11	自転車専用レーンの利用についての指導やPR活動を行ってはどうでしょうか。	自転車は現行法上、軽車両ではありますが、現実には歩行者と混在しており、走行スペース等が曖昧となっております。また自転車専用の走行空間がほとんどなく、事故の多くが空間不足から発生しているものと考えられます。そのため、本市では、既存走行空間の再配分により、空間の確保に努めておりますが、自転車レーン設置後においても、その走行区分が守られなかったり、暴走行為がなされ、また自転車専用レーンに自動車を駐車するなどの問題も発生しており、自転車専用レーンが適切に利用されていない状況が見受けられます。今後、御意見のとおり、自転車専用レーンの利用についての指導やPR活動を行い、自転車の利用しやすい環境づくりを行ってまいりたいと存じます。
12	観光案内などを最近のスマートフォンやGPSと連携させながら広告付きレンタルサイクル事業など少しオシャレなサービスを展開してはどうでしょうか。	近年のICT技術は、様々な分野で活用されておりますが、本市のレンタルサイクル事業においても本年度より、自転車に設置したICTタグと磁気カードを利用した管理・運営システムを

		<p>導入し、利用者の利便性の向上を図っております。一方で、レンタサイクル事業のような公共サービスは、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、子どもや高齢者、外国人、観光客などが簡単に利用できるものでなければならないと考えております。御提案頂いた新技術の導入につきましては、導入事例や可能性も含め、今後研究してまいりたいと存じます。また、レンタサイクル事業の広告の導入につきましては、広告事業者や市民の皆様から御意見をいただき、現在、検討しているところでございます。</p>
<p>13</p>	<p>他都市で行っている自転車タクシーの導入を検討してはどうでしょうか。</p>	<p>自転車タクシーは、渋滞緩和につながり、環境に優しい乗り物として全国的に普及しつつあります。また、地元商店での消費促進に結び付けたいというねらいもあり、特に「買い物弱者」とされる高齢者の移動支援としての役割に期待が寄せられていると伺っております。本市におきましても、その導入の可能性について、実施主体も含め関係機関とともに研究してまいりたいと存じます。</p>